

令和5年度 県立長野図書館協議会

不登校の子どもたちの 多様な居場所について

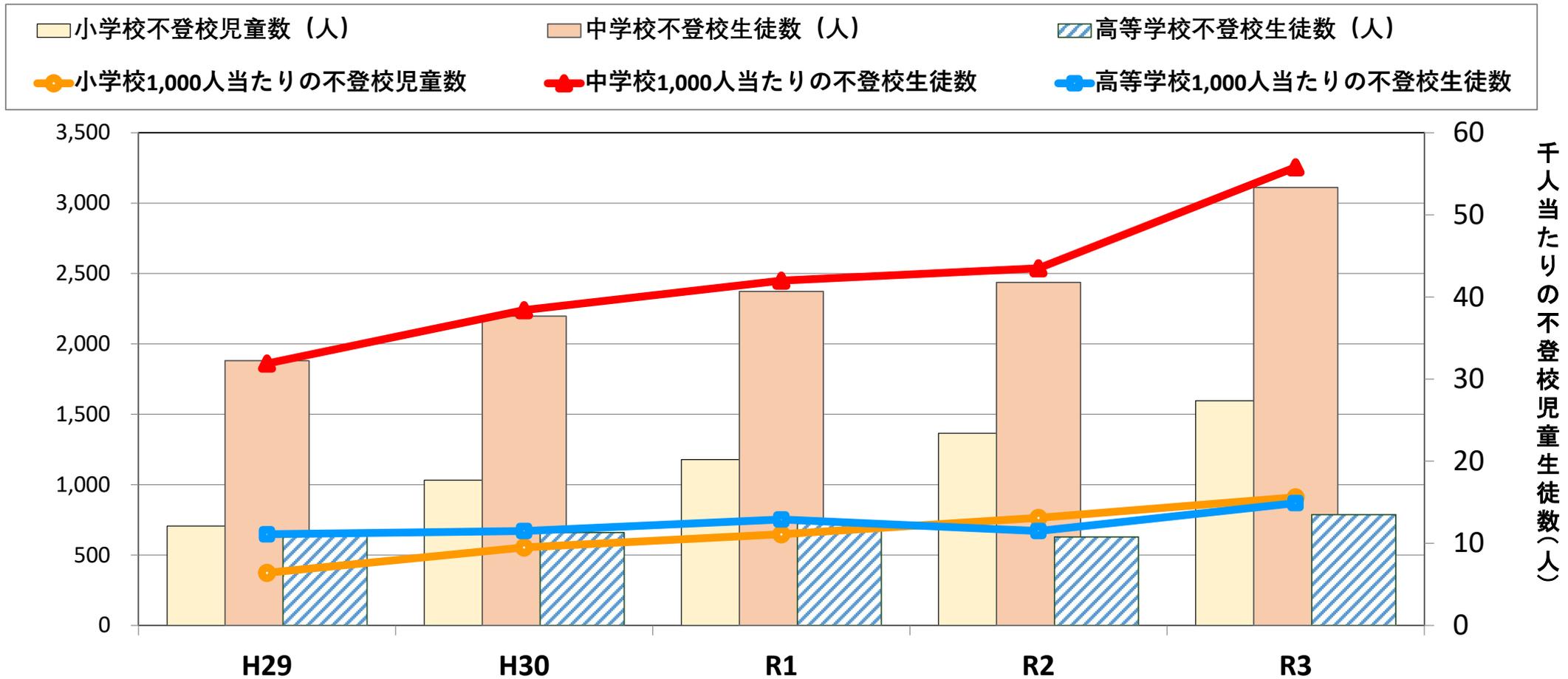


しあわせ信州

長野県教育委員会事務局 心の支援課

長野県における不登校児童生徒の推移

校種別 長野県不登校児童生徒数及び1,000人当たりの不登校児童生徒数の推移



千人当たりの不登校児童生徒数(人)

不登校のとらえ方

2016年～

教育機会確保法とは？



豊かな学校生活・教育
を受けられる環境の確保

不登校の状況に応じた
支援

不登校でも学習できる
環境の整備

…などの実施を定めた法律

2016年・H28年12月

◆文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」（2019年・R1年）

⇒ 学校に登校するという結果のみを目標とするものではない。 社会的自立が目標

⇒ 不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等積極的意味を持つこともある

⇒ 学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立のリスクが存在することも留意

不登校は問題行動ではない。

不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒への支援の基本的な理念



はじめに

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」ことのみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的にとらえ、社会的に自立していくことを目指す必要があります。

また、児童生徒によっては、不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の機会となる場合がある一方で、学業の遅れ、進路選択上の不利益、社会的な自立へのリスク等を生じさせる可能性があることにも留意する必要があります。

長野県教育委員会では、国の動向を勘案した上で、「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」（平成30年3月）（以下、「行動指針」）を策定するとともに、教育現場においては、子どもたちの社会的な自立を支援するために「不登校への対応の手引き」（令和3年改訂版）に基づく対応を行っているところです。

このたび、不登校児童生徒に向き合う大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が共通認識を持ちながら支援していくためのガイドとして、「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～」（vol.1）を作成しました。不登校児童生徒への支援のさらなる充実を図っていくためにご活用ください。

1 不登校に対する理解	p 1
2 支援の基本的な理念	p 1
3 不登校児童生徒数及び学校外での支援の状況	p 2
4 多様な学びの機会を保障する仕組みの事例	p 3
5 不登校児童生徒の多様な学びに対する学校の支援	p 6
6 支援に関する情報等	p 9



はじめに

長野県・長野県教育委員会では、「不登校は問題行動ではない」ことを改めて関係者の中で確認・共有し、不登校児童生徒に向き合う大人（家庭、学校、地域、民間施設など）が共通認識を持ちながら支援のさらなる充実を図っていくためのガイドとして、「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～」（vol.1）を作成しました。

全ての子どもたちが「自分らしく学び、自分らしく生きる」ことができるよう、大人が共働して多様な学びの機会を保障し、個に応じた学びを実現していく必要があります。

このたび、不登校児童生徒の多様な学びのあり方に焦点を当て、支援者同士の情報共有や連携をさらに推進していくために、「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～」（Vol.2）を作成しました。

本サポートガイドを活用することを通して、子どもの学びの現在地について、児童生徒や保護者とコミュニケーションをとることで、子どもの学習意欲に応え、社会的自立に向けた多様な学びの支援が充実していくことを願っています。

～みんなの声～	p 1
1 学校外での学びの現状	p 2
2 学習評価のしくみ	p 4
3 不登校児童生徒の学びに対する支援と評価	p 5
4 支援情報等	p 11

不登校児童生徒の多様な学びの場



名称	不登校特例校	校内サポートルーム等	教育支援センター(中間教室)	フリースクール	自宅
県内設置数等 ※	0校 (R5)	小学校 251校 (70.9%) 中学校 180校 (97.3%) (R4)	40市町村 64教室 (R3)	69か所を利用 (利用者数 255人) (R2)	ICT等活用した学習活動で出席扱いになった数 小学校 69人 中学校 98人 (R3)
対象	不登校児童生徒	設置校の児童・生徒	設置市町村の児童・生徒 (小中高) ※ 近隣市町村の子どもを受け入れている市町村あり	児童・生徒	
設置場所	・廃校等(学校設置型) ・市町村の施設を活用(分教室型)	学校内	市町村の施設(公民館等)や学校内	民間施設	
出席扱い	出席	出席	校長の判断により出席扱い	校長の判断により出席扱い	校長の判断により出席扱い
概要	特定の学校において教育課程の基準によらずに、特別の教育課程を編成することができる文部科学大臣から指定された学校(学校教育法第一条で規定された学校)	教室に入りづらい児童生徒が、落ち着いた空間の中で自分に合ったペースで学習・生活ができるスペース	不登校児童生徒等に対する指導を行うために、学校以外の場所や学校の余裕教室等において、個別のカウンセリング、集団での指導、教科指導等を行う市町村が設置した施設	不登校の子どもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間の施設	民間業者が提供するICT機器を活用した学習、ICT機器を活用し在籍校の授業を自宅に配信して行う学習等

※ 数値は、「はばたき」(Vol1、2)(県教委心の支援課)、令和4年度学校経営概要のまとめ(県教委学びの改革支援課)より

令和5年度 県立長野図書館協議会

不登校の子どもたちの 多様な居場所について



しあわせ信州

おわり

長野県教育委員会事務局 心の支援課